

保地第2714号
令和3年2月17日

高齢者福祉施設等の長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 沖縄県知事
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者療養後の受け入れに向けた御協力について

貴職におかれましては、平素より本県における保健医療行政に御協力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、年明け以降の感染拡大に伴い、県内医療機関等においてはクラスターが発生し、一部の高齢施設では県内の病床の逼迫から陽性患者が施設内での療養を余儀なくされるなど、施設全体への感染拡大が懸念される状況が生じています。

県としましては、重症化した患者等について可能な限り重点医療機関への転院を調整しておりますが、当該感染症療養後もなお、御家族等ケアに携わる方の体調や職員の復職状況等を理由として従前の住まいに戻る事が困難なため、やむを得ず重点医療機関で継続して受け入れている事例が見受けられることから、別添フロー図のとおり各病院の地域連携室へ情報提供するため、受け入れ(入居・入所)可能な方について情報提供頂きたいと考えております。

貴職におかれましては、県内のこのような状況について、また、このような取り組みが福祉施設でクラスターが発生した際の重点医療機関への速やかな患者搬送に繋がることについて御理解いただき、当該感染症療養後の患者の受け入れについて積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

なお、受け入れの検討にあたり参考になると考えられる関連通知及び資料を添付いたしますので、併せて御確認ください。

記

1 参考

(1) 退院患者の受け入れ関連

【別添1】「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第18報)」(令和3年2月16日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

【別添2】「退院患者の介護施設における適切な受入等について」(令和2年12月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(2) 定員超過入居に係る特例的な取扱関連

【別添3】「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

(3) 【別添4】新型コロナウイルス感染症回復後患者の施設入居概要図

2 施設への受け入れ関係

(1) アフターコロナ（コロナ治療を終えた方）の受け入れについて（県ホームページ）
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/aftercovoki.html>

(2) 電子申請システム

【アフターコロナ者対応】重点医療機関等からの受入可能数についての調査
https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1733



沖縄県保健医療部
新型コロナウイルス感染症対策本部
総括情報部
医療機関・福祉施設支援班：宮里
電話：098-866-2014